

令和3年度第1回千葉県DV防止対策検討会議 開催結果概要

- 1 日 時 令和3年7月20日（火） 午前10時～午後12時
- 2 方 法 Web会議システム Zoom
- 3 出席者 堀委員・松野委員・川口委員・大川委員・鈴木委員・中谷委員・奥野委員・宮下委員

※以上8名

4 議事の概要

【報告事項】

(1) 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）の評価」について

＜事務局より説明＞

資料2に基づき説明

（意見・質問等なし）

(2) 「各調査結果の報告」について

＜事務局より説明＞

資料4～10に基づき説明

（川口委員）

配偶者暴力相談支援センターの設置数が目標値にはとどかなかったとのことだが、なぜか。第4次計画では、市町村が身近な相談場所になってもらうとのことで設置数を増やすとあるが。

【事務局】

県では、各健康福祉センター（保健所）に配偶者暴力相談支援センターを設置、DV専門相談員を置いて、相談対応を実施している。小さい市町村は、設置するのが難しいこともあり、健康福祉センターで相談に対応してもらっているので市町村で設置しなくてもよいのではという声もあり、そのことも影響しているのではないかと。

年に1回、市町村を対象に実態調査を実施している。その中でもセンターの設置や設置しない理由などについて質問をしているが、設置には人件費等がかかるため設置が難しいという記載もあった。

（大川委員）

インターネットアンケート調査の調査協力員について。どのような人たちなのか。年齢層が高いのはなぜか。

【事務局】

県のメールマガジンに登録している、調査等が来た場合に協力してくれる方たち。登録している方たちのそもそもの年齢層が高いのだと思われる。

(大川委員)

調査協力員についての説明もあった方が良いでしょう。どのような人たちが調査協力員なのかわかるもので。

【事務局】

了解した。

(大川委員)

また、ある程度の人数があるので、統計的に有意差があるかどうか確認したほうがよい。せっかくの調査なので。

被害者男性のアンケートの結果は貴重なものだと思う。しかし、一言での答えが多い。男性に対して情報が十分に行っていないからである。男性に対しても相談窓口等の情報を周知するべきだ。

大学生意識等調査、インターネットアンケート調査について。前回調査と比較するのであれば、統計学的にどうだったのか、前回より何%減ったとか上がったではなく、説明があると良い。

(堀委員)

大学生意識等調査について、男性と女性で、男性の回答率が低い。協力いただいた大学は女子学生が多い大学のように感じる。これは全ての大学に調査をかけたのか。

【事務局】

前回協力いただいた大学に再依頼をし、断られた大学もあるため、改めて依頼した大学もある。全ての大学に案内をする場合、どの程度の標本数が得られるかわからず、標本数によって予算も変わってしまうため、前回調査と同程度の規模で行うこととした。

(堀委員)

今後は、大学や福祉系の学部など考慮するなど大学の選定についても検討していけるとよいのではないかと。

(松野委員)

インターネットアンケート調査の年齢層が高いため、大事な計画の見直しとして使うデータとして良いのか、疑問である。今後は調査の方法等、検討してもらいたい。

【事務局】

了解した。

(3)「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」策定イメージについて

<事務局より説明>

資料3に基づき説明

(堀委員)

加害者対策を新規事業としていれているので、施策の中にも位置付けるべきではないか。広報啓発の部分なのか、相談体制の充実になるのか。事務局としてはどのように考えているのか。

【事務局】

相談体制の充実にも入ってくるかもしれない。加害者に向けた啓発については、加害者にも被害者にもならないようにということで、加害者にも気づいてもらえるような啓発事業をきちんと位置付け具体的に実施したほうがよいと考え追加したもの。

加害者対策としては、まずはワーキンググループを立ち上げて国で実施している広島県のモデル事業などを参考にし、県として現状を把握、どのような対策が必要なのかを検討していきたい。

(大川委員)

加害者対策をもちこむということ、男性被害はとても大事である。啓発していくには対策が必要で知識も必要である。現状の調査を実施して意見をもらって対応していくということも大事だけれど、事業を始めることも必要。事業をある程度はじめて、既存の相談事業を少しひろげてやってみる等、実際の事業を実施しながら取り組んでいくことが必要ではないか。男性の事業にかかわっていくと事業を丁寧に実施できるのではないか。男性は、PTSDの発症率も高いと聞く。LGBTはともかく、男性と加害者に（しばって）事業を結び付けていくとよいのではないか。

(川口委員)

5 その他新規・拡充事業案のところの市町村、児童相談所と連携した相談支援マニュアルの内容面の見直しは、市町村、児童相談所からも求められているものなのか。

【事務局】

児童相談所との連携は、児童相談所でDV相談に対応できるようDV専門相談員の出張相談を実施、児童相談所の会議に出席してDVの理解を求めているところであり少しずつ連携はとられているのではないかと考えている。マニュアルについては、市町村、県、民間の連携強化、児童虐待との連携強化が必要であることから、児童家庭課として見直しが必要であると判断している。

(川口委員)

基本計画の位置付けで、「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」との整合性は必要であり、「千葉県子ども虐待から守る条例」を見直して、確認していくべき。この条例第21条に保護者について載せている。マニュアル作成については、もう一歩進むために、この部分に基づいたものにしてもらってもよいのではないか。

先日、北東葛地域の保育協議会に参加した。健康福祉センターなどが市町村、協議会などと連携していくとよいのではないかと感じた。他機関との連携も重要だと思う。

(鈴木委員)

資料3の【4 数値目標案】について。市町村での配偶者暴力相談支援センター設置、市町村のDV基本計画の策定等については、ただ策定を呼びかけるだけの旗振りではなく、どのようなメリットがあるとか具体的な説明が必要だと思う。また、町村部については、首長の理解が必要になる。町村長会へ参加する等、直接働きかけて理解を得た方がよい。

体系案についてⅢ-6に経済的な支援を追加してもよいのではないかと。生活保護等で生活の安定を図ってから、様々な施策につないでいければよい。社会福祉協議会の貸付もある。

女性から男性へのDVについて、男性側も被害の認識がない場合が多いのではないかと。気づいていないだけの場合が隠れていると思うので、気づきが大事ではないか。

(奥野委員)

児童相談所に関する点で2点。①子どもの精神的なケア、②子どもの学習等へのケアのこの2点に絞ったということだが、比較するとバランスが悪い。

学習に絞らず、「自立、発達等への支援」という考え方が一般的ではないか。個人的には、学習の支援というよりは「子どもの意見表明の保障」がより重要なのではないかと。

一時保護の中で、女性が子ども同伴で避難し保護することがスタンダードになっており、それを報告することで、大半うまくいっているが、状況によっては必ずしも一致していない場合がある。避難するにあたって、もっと早い段階で避難してほしい。子どもとしては、その状況から早く脱したいが、母親(女性)の決断ができず避難が遅れてしまうことがあるのではないかと。そうした状況からも「子どもの意見表明の保障」が重要と考える。

川口先生から挙がっていた「児童相談所との連携」という点については、出張相談等も行っている。児童相談所は子ども達に対しての支援を重点に行うが、残念ながら女性は被害者であるが、子どもにとって加害者(心理的)になる。被害の状況を変えられない、避難していないという場合は、加害者になる。支援する立場に違いがあり、完全に一致するものではないが、目指すところは一緒である。

マニュアルの整備は是非進めていただきたい。児童相談所はDVの支援をする専門の組織ではない。それは専門機関で行っていただくべきで、そのつなぎ、役割分担がある。そこをどうしていくかをマニュアルに盛り込むことは有益である。

相談について、DVの支援を受けたい段階ではじめて相談するといった傾向にある。意識の問題もあるが、DV相談として始まっていない部分から、要素があれば汲み取っていきDV相談につなげていく必要がある。自分が危険な状況にある、人権を侵されているといった啓発の部分でもあり、相談の中にも取り入れていく。他の相談から接触的にDVの要素を拾っていきDV相談につなげていくこと、橋渡しが大事。啓発と連動する部分があると思う。

児相はDVの指導はできない。そこは専門家であるDV対応部門にやってもらいたい。そのような役割分担をどうしていくか。整備していければよいのではないかと。

(堀委員)

奥野委員の「自立、発達等への支援」という意見に賛成だが、公営シェルターの全国調査を行った際に、学習については被害者である母親に任せられていて、母親は自分自身ダメージを受けていて子どもにまで目がむけられず、適切に行えないことがわかった。学習支援については、各施設の取組となっており、差がある。学習支援が手薄い施設が多い。学校に行けず学習が遅れてしまう子どももいることから、学習支援については残して良いのではないかと思う。

(大川委員)

奥野委員の考えに賛成。

【事務局】

いただいた意見を参考に第5次計画素案を作成していきたい。

(4) 欠席者からの意見

(有馬委員)

①配暴センター及び市町村相談窓口の周知徹底

被害者が誰に、どこに相談したかのアンケートでは、ほとんどが家族や知人等であることから、行政の被害者支援サービスや、法律の情報等が被害者に届いていないことがうかがわれる。相談窓口の周知とDVの基本的な情報の提供ができる体制の強化、見直しを求める。

②加害者対応について

千葉県は調査研究事業として加害者教育プログラムを実施したが、その有効性について課題をかかえている。

教育プログラムや更生プログラムの計画や実施の前に、現在放置されたままになっている加害者の実情の把握と、DVの基礎知識や情報提供をする場や部署が必要と思う。加害者男女を対象とした相談窓口の設置等で相談や教育、情報提供ができればと考える。

③相談員の研修及びハンドブックの活用

避難された被害者の方々の声、アンケート等から見える不安や不満はその大半が情報不足、知識不足からくるもの。それらの不安や不満はハンドブックの活用で大半は情報が得られ不安の軽減に役立つ。

相談員の方々にハンドブックの存在、それらの情報は被害者の方々のものであることを理解して頂き活用することの徹底を期待する。

④既存事業の見直し

10年来事業評価（意見交換）がされてきたが、名ばかりで活用されていない事業が存在する。活用されない事情や原因があると思うが厳しい見直しを検討して頂くことを期待する。

(永嶋委員)

最近思うのは、支援者（相談対応者）の資質向上の必要性。離婚の手続きや、社会保障制度等の生活に必要な制度について支援者全員が必ずしも必要な知識を持っているわけではないように感じる。ケースの見立てなどのケースワークに関する資質もさることながら、上記のような知識を持つことや、当事者のニーズに応じて適切に調査・検索して情報を提供する手間を惜しまないことも非常に大切だと思う。ケースワークの能力は短期間で簡単に身に付けることができるというわけではないが、必要な知識の取得や調査・検索を適切に行うことは、比較的容易に習得可能なはずである。ぜひ後者の点は職員のみなさんが意識して行ってほしい。

被害者がシェルター内でPCなどを利用してインターネット検索することが安全の面から難しいということのであれば、被害者のニーズをきいたうえで、支援者が適切な情報を提供すべきだと思う。また、DV被害者の方には情報検索能力がさほど高くない方も一定数いらっしゃると思われる一方、必要な情報は多岐（離婚手続き、親権、健康保険、年金、子どもの学校のこと、児童手当、児童扶養手当、支援措置、転入・転出手続等）にわたるし、各自治体にはローカルルールなどもある。この点を考慮しながら、広範囲の情報を、精度高く提供する必要があると思う。

拡充事業案の2番目にこの点を入れていただいているが、ぜひ拡充していただきたいと願っている。